

## 尾張旭市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 事業目的及び概要

尾張旭市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けること及び使用することができる権利（ネーミングライツ）を取得する民間企業等（パートナー）を募集します。

パートナーは、歩道橋に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋やその周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献を行うことができます。

### 2 募集概要

#### (1) ネーミングライツの対象歩道橋、ネーミングライツ料及び契約期間

下表のとおり。なお、ネーミングライツ料の消費税及び地方消費税は別途必要です。また、契約期間は原則3年以上としますが、最大契約期間の範囲内とします。

歩道橋名	ネーミングライツ料	最大契約期間（予定）
東栄北歩道橋	年額15万円以上	令和9年度まで

#### (2) 愛称の使用開始予定日

契約により市と応募者で決定した日

#### (3) 命名条件等

ア パートナーは、対象となる歩道橋の桁又は柵部分に企業名、商品名等を入れた愛称を標示することができます（企業のロゴマークの使用も可能です。）。

なお、愛称は、原則として「歩道橋」の文字を含み、尾張旭市広告掲載基準（平成19年10月26日制定。以下「広告掲載基準」といいます。）第5条各号（第7号を除く。）及び第7条各号に定める広告に関連するものでないものとします。

イ 愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が5㎡までとします（両面に設置する場合は、それぞれ5㎡までとなります。）。

ウ 標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1文字最大で30cm角までとします。

エ 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、交通の安全等を考慮して、市が設置する尾張旭市歩道橋ネーミングライツパートナー選

定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の意見に従い変更することを条件とする、条件付き承認決定をする場合があります。

オ パートナーであることを自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができます。

カ 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

#### (4) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋その周辺の清掃美化活動など地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

#### (5) 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべてパートナーの負担とします。なお、歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、パートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工するものとします。

#### (6) 応募資格

法人を対象としますが、広告掲載基準第 4 条各号に該当する者は除きます。

また、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないことが条件となりますので、愛知県警察本部へ法人役員名簿の情報を提供し、排除措置対象法人等の該当の有無を照会します。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア 歩道橋ネーミングライツ取得提案書（様式第 1）
- イ 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（様式第 2）
- ウ 誓約書（様式第 3）
- エ 法人役員名簿（様式第 4）
- オ 法人の概要（様式第 5）
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

#### (2) 提出部数

1 部 なお、提出された書類は返却しません。

#### (3) 受付期間

随時。なお、令和 4 年 2 月 28 日から令和 4 年 3 月 31 日までを 1 期間とし、以後は 2 か月（奇数月末日まで）を 1 期間とし、1 期間中に応募のあった提案の中から選定します。

#### (4) 提出先

ア 持参の場合

尾張旭市都市整備部土木管理課 管理係

(愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1)

※ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

イ 郵送の場合

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1

尾張旭市都市整備部土木管理課 管理係

※ 簡易書留郵便により郵送してください。

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付方法

質問事項を記載した文書(様式は任意)を郵送、ファクシミリ又はメールで受け付けます。

- ・ 郵送の場合 〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1  
尾張旭市都市整備部土木管理課 管理係
- ・ ファクシミリの場合 0561-52-3339
- ・ メールの場合 doboku@city.owariasahi.lg.jp

イ 回答方法

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載しますので御覧ください。

- ・ 市ホームページアドレス <http://www.city.owariasahi.lg.jp>

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提案書の取扱い

提案書等は、返却しませんので御承知おきください。

また、情報公開請求があった場合には、尾張旭市情報公開条例(平成 12 年条例第 25 号)に基づき提案書等を公開することがあります。

ウ 提案の辞退

提案書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

#### 4 選定方法等

次の選定基準をもとに、パートナーの候補を選定します。

また、パートナーの候補の選定にあたっては、選定委員会に諮り、その意見を踏まえて市が選定します。

選定後は、応募者に選定結果を通知します。

[選定基準]

項目	配点	視点等
応募価格等	40	・ 応募価格の多寡 ・ 契約期間の長短
提案された愛称	20	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
法令順守・社会貢献等	30	・ 法令順守への理解、取組 ・ 地域活動、社会貢献活動への理解、取組
愛称の継続性	10	・ 契約中の者が、同じ愛称で継続して応募する場合に加点

#### 5 契約の締結方法

選定されたパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。

#### 6 契約解除

契約期間中、パートナーが「2(6)」に規定する提案できない者に該当する、又は該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

#### 7 リスク負担

- (1) パートナーが設置した標示により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

## 8 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、年度ごとに、年度分を一括して市が指定する日までにお支払いいただきます。

## 9 問合せ先

尾張旭市都市整備部土木管理課 管理係

- (1) 住 所           〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1
- (2) 電 話           0561-76-8164
- (3) ファクシミリ   0561-52-3339
- (4) メール           doboku@city.owariasahi.lg.jp